



序章 久留米市緑の基本計画について

序－１ 策定の背景と目的

久留米市は、九州一の大河「筑後川」、肥沃な大地「筑後平野」、緑あふれる「耳納連山」等の豊かな緑に恵まれており、このような豊かな緑を活かしたまちづくりを行うため、平成16年3月に「久留米市緑の基本計画」を策定し、様々な緑地の保全や公園緑地等の整備、市民と協働による緑に関する取組み等を進めてきました。

しかしながら、少子化の進展に伴う人口減少や超高齢社会の到来、気候変動、不安定な経済状況等、本市を取り巻く社会情勢は大きく変わってきており、都市と緑のあり方もこれまでの拡大・成長から成熟・持続への転換が求められています。

また、平成17年の田主丸町、北野町、城島町、三潴町との広域合併により、広大な市域と多様な緑の地域資源を有することとなり、各地域の特性を活かした緑の都市づくりも求められています。

このような中、平成24年12月には、本市のまちづくりの方向性を示した「久留米市都市計画マスタープラン」が策定され、平成29年には、緑とオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法等の法律の改正も行われており、上位計画や法改正との整合等、基本計画の見直しが必要になっています。

このような状況を踏まえ、市域が一体となって緑の効果を発揮できるようにするとともに、社会情勢の変化による新たな課題にも対応できる計画とするため、全市域を対象とした新たな「久留米市緑の基本計画 2018」を策定します。



耳納連山や筑後川をはじめとした本市の豊かな緑



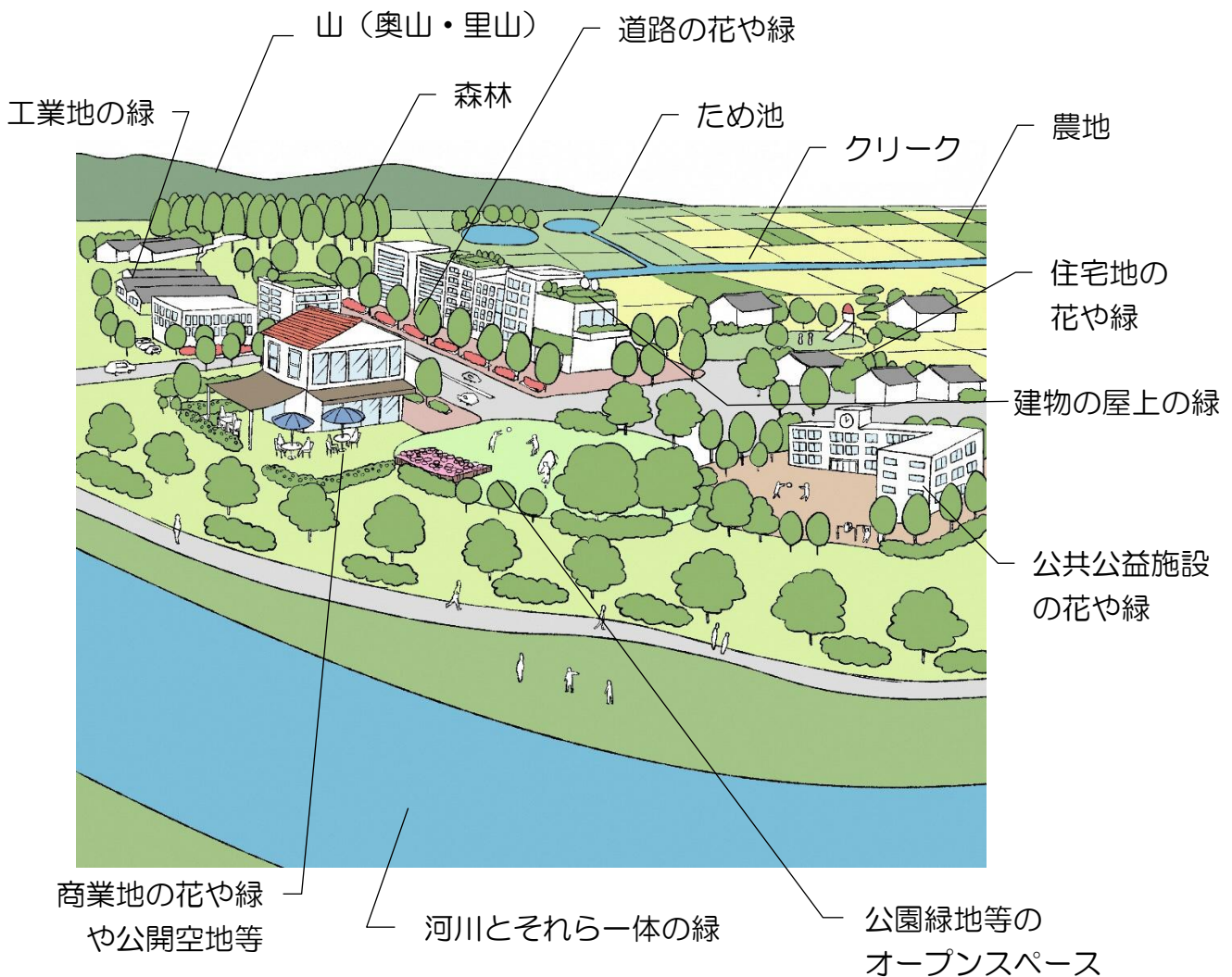
序－2 緑の基本計画と緑の役割

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、本市が目指すべき緑の将来像を定め、その実現に向けて、緑地の保全から公園緑地の整備、管理、その他公共公益施設、民有地の緑化推進までの緑全般について、どのように緑を守り、創り、育てるのかの指針となるものであり、都市緑地法第4条に基づき定める計画です。

(2) 対象とする『緑』

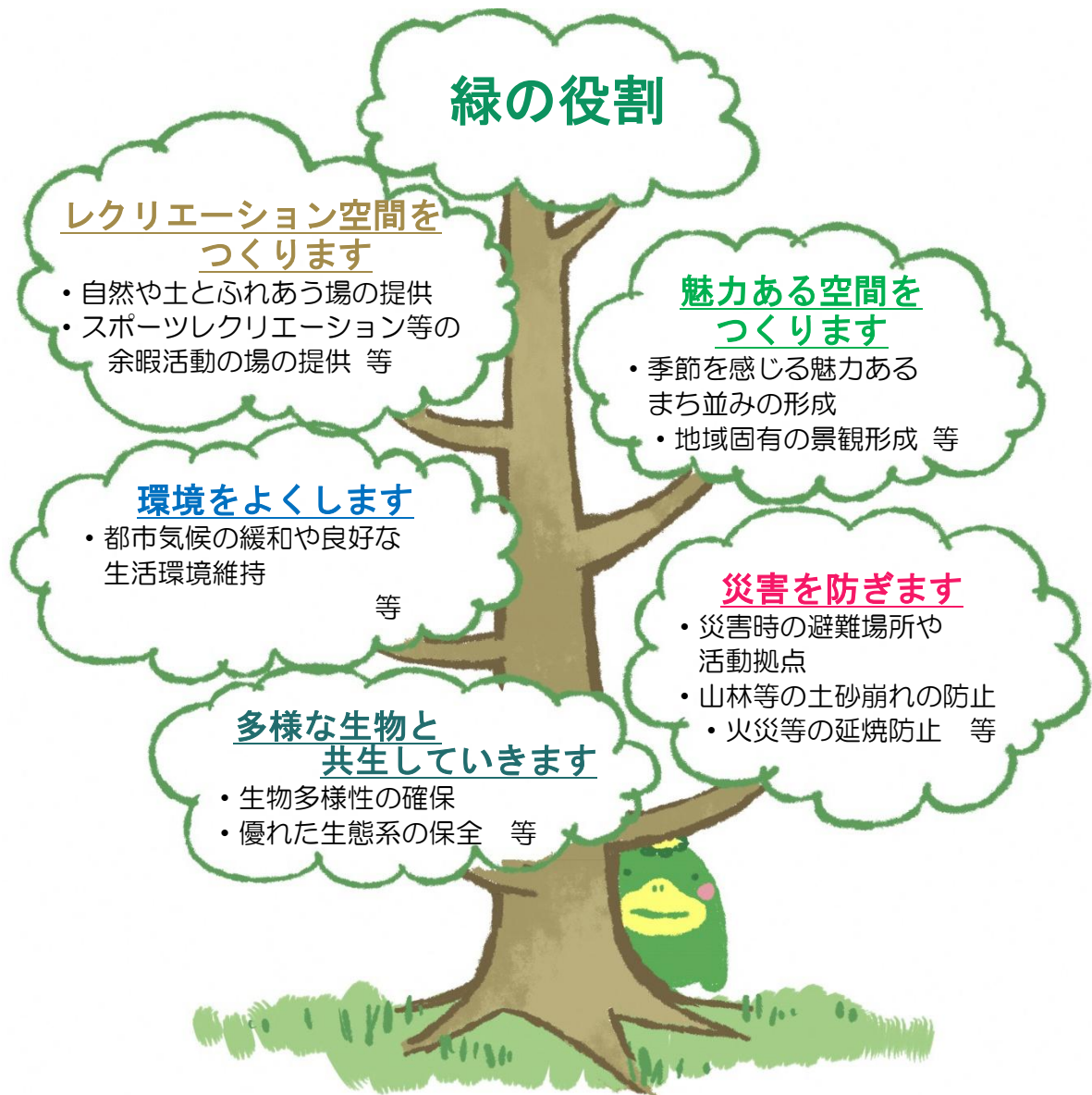
本計画の「緑」とは、樹木や草花等の植物だけでなく、自然的環境を有する「土地（農地や河川等）」や「空間（公園や民有地の樹木等）」を含みます。





(3) 緑の役割

緑は、市民の豊かな心や生活に潤いを与えてくれる、多様で重要な役割を果たしています。その役割として、①四季の変化が織りなす美しい魅力ある空間を形成し、②市民の多様なレクリエーション空間を提供し、③気候変動やヒートアイランド現象を緩和し、④災害の防止・減災や、避難場所・活動拠点として災害時に人を守ることがあげられます。また、近年では、⑤世界的に多くの生きものたちの生息環境の確保とそれらを有機的につなぐネットワークづくりによる多様な生きものとの共生も重要な役割の一つと認識されています。



○生物多様性とは？

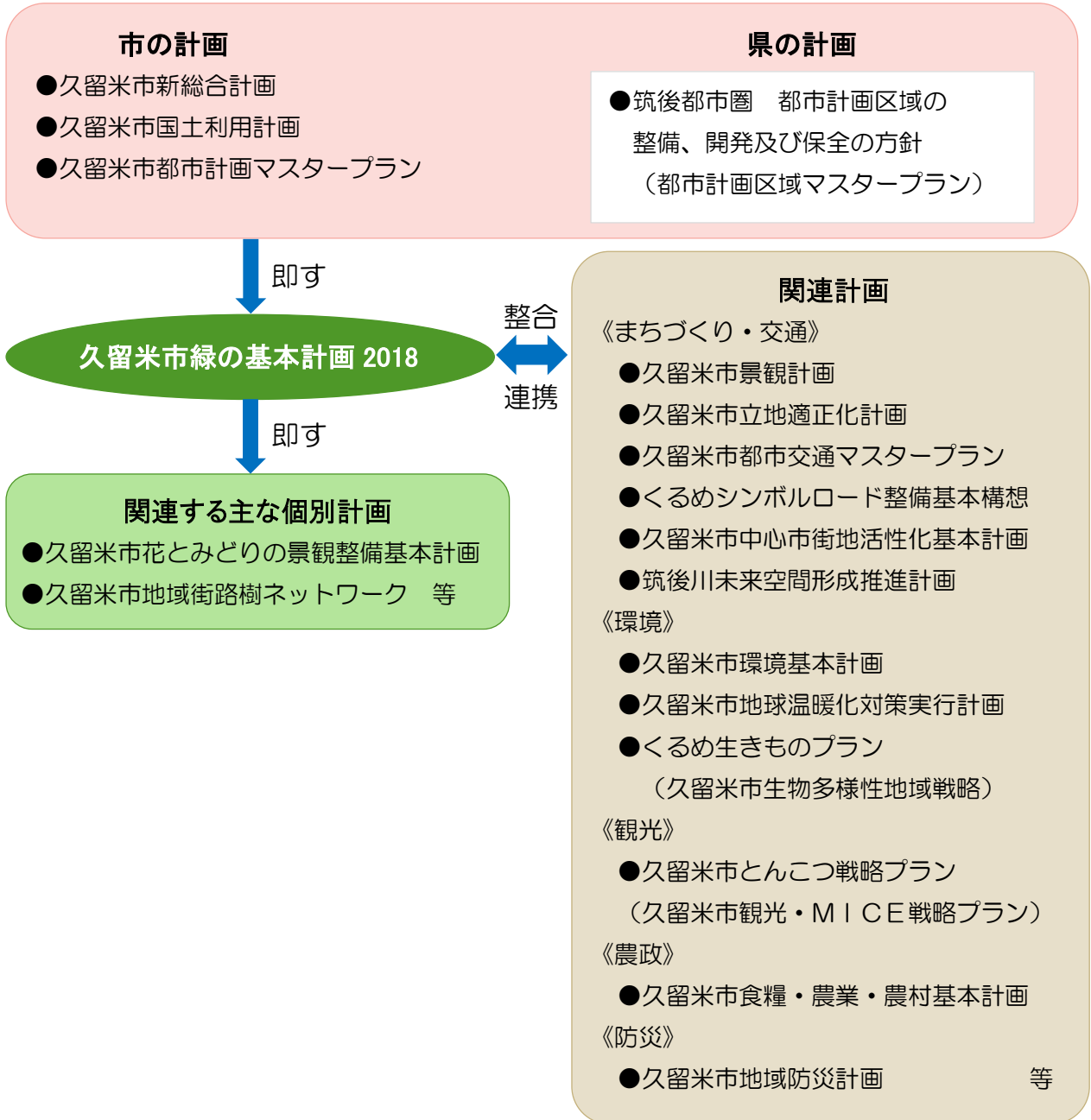
生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命はそれぞれ個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性を豊かにしていくことは、人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、緑豊かな都市の形成の促進に寄与すると考えられています。



序－3 計画の位置づけ

久留米市緑の基本計画 2018 は、本市の都市づくり全般に関わる基本計画である「久留米市都市計画マスタープラン」等の上位計画に即するとともに、本市で取り組む様々な関連計画を踏まえうえで定めています。

上位計画



緑の基本計画と他の行政計画との関係

序－4 目標年次

本計画の目標年次は、令和8年度とします。